| 証券会社の行為規制等に関する内閣府令 |
|--------------------|
| 令(昭和四十年大蔵省令第六十日    |
| 号)                 |

|  | (別約  | ₹2) |
|--|--|-----|
| (大)   (\tau)   (\tau | 定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同有価証券の売買その他の取引等(法第四十二条の二第一項第一号に規第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、(事故) | 改正案 |
| (事故の確認が不要の場合)<br>(事故の確認が不要の場合)<br>(事故の確認が不要の場合)<br>(事故の確認が不要の場合)<br>(事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合<br>新 設<br>(事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は温商財務支局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合<br>新 設<br>(事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は温商財務支局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合  | 第五条 同  上   | 現   |

いて、当該財務局長又は福岡財務支局長に報告しなければならない。

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

掲げるものとする。 第十条 法第四十三条第二号 に規定する内閣府令で定める状況は、次に

| 〜 六 (略)

説明を行つていない状況

・ 投資信託受益証券等(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和と投資信託受益証券等(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和と投資信託受益証券等(の表別では対して、当該乗換えに関する重要な事項について済家を除く。)に対して、当該乗換えに関する情託の受益証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等の財務ではでは、証券取引所に上場されている投資信託受益証券等に規定する店が、証券取引所に上場されている投資信託受益証券等に規定する店が、証券取引所に上場されている投資信託受益証券等に規定する店が対け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等に規定する店で関するに際し、顧客(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資がするに際し、顧客(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資がするに際し、顧客(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資がでは、対策では、対策をは、対策をは、対策を対すると、対策を対して、当該乗換えに関する重要な事項について資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について資家を開発を表する。

財務局長又は福岡財務支局長に報告しなければならない

( 業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

に掲げるものとする。 第十条 法第四十三条第二号 に規定する内閣府令で定める状況は、次

| 〜 六 (略)

信託の受益証券(証券会社に関する内閣府令(平成十年大蔵省令第二十六年法律第百九十八号)に規定する投資信託若しくは外国投資で、投資信託受益証券等(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和

|三十二号||第二十一条第二号イから八までに掲げるもの及びこれら||信言の受益言券(言券会名に関する内閣所令(平方一年大蔵省で第